

公益財団法人府中市勤労者福祉振興公社 勤労者福利厚生事業規則

改正 平成23年4月25日第8号議案
平成29年3月2日第6号議案
令和4年3月3日第7号議案

(平成22年12月7日第15号議案)
平成24年3月7日第18号議案
平成31年3月7日第4号議案
令和5年11月6日第7号議案

(趣旨)

第1条 この規則は、公益財団法人府中市勤労者福祉振興公社（以下「公社」という。）定款第4条第1号に定める中小企業等勤労者に対する福利厚生に関する事業（以下「ワークびあ府中」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業等 常時雇用する従業員の数が300人以下の法人及び個人が経営する事業所をいう。
- (2) 勤労者等 府中市内の中小企業等に勤務する勤労者とその事業主及び府中市外の中小企業等に勤務する府中市民をいう。
- (3) 会 員 公社の事業に賛同して、定款第42条に定めるワークびあ府中の特別利用者として入会を申込み、第4条に定める手続を終えた者をいう。

(会員の資格)

第3条 ワークびあ府中は、勤労者等を対象として行う。

2 ワークびあ府中の会員となることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 勤労者等
- (2) 勤労者等以外の者で本事業に賛同する勤労者及び事業主
- (3) その他理事長が特に認めた者

(入会手続)

第4条 入会しようとする者は、所定の加入申込書・事業所及び入会申込

(勤労者福利厚生事業規則)

書・個人を理事長に提出しなければならない。

- 2 前項の入会申込書は、事業主が事業所単位で提出するものとする。ただし、やむを得ない事情があると理事長が認めた場合は、事業主に代わる者が提出することができる。
- 3 入会を申し込む者は、申込みの際に入会金及び会費を納入しなければならない。
- 4 理事長は、入会届を受理したときは、会員証を交付する。

(資格の発生)

第5条 会員資格は、入会時に納めるべき会費等の納入が完了した日から発生するものとする。

(理事会への報告)

第6条 理事長は、理事会に入会員等の状況を報告しなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 入会金及び会費は、次に掲げるとおりとし、事業主又は第4条第2項で定める代表者（以下「事業主等」という。）が納入するものとする。

- (1) 入会金は、入会者1人当たり300円とする。
- (2) 会費月額は、会員の種別に応じて、次の区分による
 - ① 会 員（第3条第2項第1号）1人当たり500円
 - ② 賛助会員（第3条第2項第2号）1人当たり700円

(会費の使途)

第8条 前条の入会金及び会費は、ワークびあ府中に要する経費及び当該事業の管理運営に要する経費に充てるものとし、その割合は次に掲げるとおりとする。

- (1) 入会金は、その使途が入会手続に係る事務経費及び会員証発行等の経費であるため、全額管理運営的経費へ充当する。
- (2) 会費月額のうち40%以内を共済事業掛金として、その他の事業（相互扶助等事業）に充当し、残りの会費は、その50%以上85%以内を公益目的事業に、他は管理運営的経費に充当する。

(入会時の入会金及び会費の納入)

第9条 入会に際して納めるべき入会金は、第7条に定める入会者一人当

たりの入会金の額に勤労者等の数を乗じて得た額とする。

- 2 入会する際に納めるべき会費は、第7条に定める会費の額に勤労者等の数と直近の次条で定める納期までの月数とを乗じて得た額とする。

(会費の納入方法及び納期)

第10条 会費は、4月、7月、10月及び1月に各月の1日現在の会員数に第7条に定める会費を乗じて得た額の3月分を先払いするものとする。ただし、6月分又は1年分を先払いすることができる。

- 2 会費の納入は、口座振替払いによるものとする。ただし、理事長が特別の事情があると認めた場合は、別の方法により納入することができる。
- 3 前2項による会費の納入が困難であると理事長が認めたときは、別の方法により納入することができるものとする。

(変更の届出)

第11条 事業主等は、既に届け出た会員の情報に変更が生じたときは、速やかに所定の変更届を理事長に提出しなければならない。

(退会)

第12条 事業主等は、退会する者又は第3条第2項に定める会員資格を失った者がある場合、会員証を添えて所定の退会届を提出しなければならない。

- 2 事業主等が6月以上会費を滞納したときは、理事長は、その事業主等が退会届を提出したものとみなすことができるものとする。
- 3 会員が死亡したときは、共済金請求の提出をもって退会の届け出がなされたものとみなす。

(資格の喪失)

第13条 会員資格の喪失日は、次に掲げるとおりとし、この日をもって退会日とする。

- (1) 退会届の提出によって退会する者にあつては、提出のあった月の末日
- (2) 死亡した者にあつては、退会届または共済金請求書が提出され受理した日

(会費の返還)

第14条 退会の際に、資格を喪失した日の属する月を超えて既に会費を納

(勤労者福利厚生事業規則)

入している場合、資格喪失の月の翌月以降の会費は、事業主等に返還するものとする。

(除名)

第15条 会員が次の各号のいずれかに該当したときは、理事会の決議により除名することができるものとする。

- (1) 公社の事業を妨げる行為をしたとき。
 - (2) 偽り、その他不正の行為により、公社の事業による利益を受けようとしたとき、又は受けたとき。
 - (3) 公社の定款及びこの規則に違反し、又は信用を失わしめるような行為をしたとき
- 2 前項の規定に基づき除名しようとするときは、理事会はあらかじめ、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。
- 3 理事会において除名の決議をしたときは、理事長は書面をもって当該会員に通知する。

(事業内容)

第16条 ワークびあ府中は、概ね次の分野の事業を実施するものとする。

- (1) 生活の安定を支援する事業
慶弔等共済、生活資金融資斡旋、生活物資の割引などの事業
- (2) セミナー・講習会事業
在職中の生活安定、健康、生涯学習、スキルアップ、老後生活に係るセミナー等を開催する事業
- (3) 健康増進活動を支援する事業
健康管理を目的とする検診・人間ドック利用支援、健康増進施設利用支援、健康増進運動の普及、健康管理意識の啓発などの事業
- (4) 自己啓発・余暇活動を支援する事業
通信講座・各種教室・カルチャーセンターなどの利用支援、資格取得支援などの事業及び遊園施設などの利用支援、コンサート・観劇・展示会・映画・プロスポーツなどの観賞・観戦支援、文化施設利用支援、宿泊施設・ツアー利用などの旅行支援などの事業
- (5) 情報提供事業
会報誌の発行、ホームページの運営などにより、事業の利用、各種勤労者福祉に関する情報を提供する事業
- (6) その他

(共済金)

第17条 ワークびあ府中の会員には、別表1に基づき共済金を支払うものとする。

- 2 共済金の受給資格は、会員が会員の資格を得た日の属する月の翌月1日から発生した事由によって得るものとする。

(共済金の請求)

第18条 共済金の受給資格を得た者は、受給事由が発生した後速やかに、別表第1に定める事由の発生を証明する書類を添えて所定の共済金請求書を理事長に提出しなければならない。

- 2 共済金請求書は、請求事由が発生した日から3年以内に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により遅延したものと理事長が認めた場合は、この限りでない。

(会員死亡弔慰金の請求資格)

第19条 会員が死亡した場合の弔慰金受取人の範囲及び順位は、次のとおりとする。

- (1) 第1順位 配偶者（事実上婚姻関係にある者を含む。）
 - (2) 第2順位 子（養子及び継子を含む。）
 - (3) 第3順位 父母（養父母及び継父母を含む。）
 - (4) 第4順位 孫
 - (5) 第5順位 祖父母
 - (6) 第6順位 兄弟姉妹
- 2 前項に定める受取人で同順位の者が2人以上であるときは、代表者を定め、代表者が共済金請求書を提出しなければならない。
 - 3 前項の定めにより弔慰金を請求する者は、代表者であることを証する書面を理事長に提出しなければならない。

(支払の決定)

第20条 理事長は、共済金支払請求書及び添付書類を審査して支払を決定するものとする。

- 2 前項の審査の結果、共済金を支払わないと決定したときは、理事長はその旨を書面で通知するものとする。

(期間の計算)

第21条 共済金に係る期間の計算は、会員期間については会員資格が発生

(勤労者福利厚生事業規則)

した日から、受給事由対象期間については事由の発生した日から起算し、翌月の応答日をもって1月とし、翌年応答日をもって1年とする。

(給付金の返還)

第22条 請求者が、偽りその他不正行為により共済金を受けたときは、理事長は共済金を返還させるものとする。

(異議申立て)

第23条 請求者は、共済金の決定に関して疑義あるときは、共済金支払不承認書の受領後又は共済金受領後、60日以内に理事長あてに異議の申立てをすることができる。

2 異議の申立てがあった事項については、理事会で協議のうえ決定し、その可否を理事長をもって、当該請求者あてに速やかに通知するものとする。

(支払停止)

第24条 会費の未納がある場合は、共済金の支払を停止するものとする。

(委任)

第25条 この規則に定めるもののほかワークぴあ府中の運営に関して必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立登記を行った日から施行する。

(入会手続の特例)

2 公益財団法人設立の前日までに、財団法人府中市中小企業勤労者サービス公社に加入していた者については、第4条に定める入会手続を完了したものとみなす。

(給付金請求の特例)

3 前項の会員の加入期間は、財団法人府中市中小企業勤労者サービス公

社に加入していた期間を含むものとする。

付 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、議決の日から施行する。

付 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 第18条第2項の改正は、施行日以降に発生する請求事由について適用するものとし、施行日前の請求事由についてはなお従前の例による。

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別表第 1 (第17条)

区 分		共済金の額	添付書類等			
祝 金	結 婚	会員が結婚したとき	20,000円	夫婦が記載されている戸籍 謄本・抄本		
	銀 婚	会員が結婚後25年をむかえたとき	10,000円			
	金 婚	会員が結婚後50年をむかえたとき	10,000円			
	金	出 産	会員又は会員の配偶者が出産したとき	10,000円	子の生年月日が証明できる もの	
		入 学	会員の子が小・中学校に入学したとき	10,000円		
		二十歳	会員が満20歳の誕生日をむかえたとき	10,000円		
		還 暦	会員が満60歳の誕生日をむかえたとき	10,000円		
弔 慰 金	会 員 死 亡	会 員 期 間	10年以上	100,000円	戸籍謄本 (第19条第2項及び第3項に該 当する場合は受取人の資格を証 明する書類)	
			8年以上	80,000円		
			5年以上	50,000円		
			3年以上	30,000円		
			3年未満	20,000円		
	金	家 族 死 亡	配偶者(内縁関係を含む)		30,000円	死亡診断書、会葬礼状など家 族死亡を証明するもの
			子供(実子、養子、継子)		20,000円	
			親(実父母、養父母、継父母、義父母)		10,000円	
	見 舞 金	入 院	4日以上7日未満		2,000円	医療機関発行の入院期間が証明できるも の(領収書、診断書など) ※給付の限度額 ①各年代ごとに40,000円とする ②10歳代、20歳代、30歳代、40歳代、50 歳代及び60歳代以上を単位とする ③各年代で給付額が40,000円に達した場 合は次年代まで給付請求はできないも のとする
			7日以上14日未満		5,000円	
14日以上30日未満			10,000円			
30日以上60日未満			20,000円			
60日以上90日未満			30,000円			
90日以上			40,000円			
注 1 入会の翌月1日から発生した事由を対象とする。						
注 2 結婚、銀婚、金婚は、民法に定める婚姻関係を対象とする。また、結婚を対象とする祝金の支払は、1回に限る。						
注 3 入学及び家族死亡(子)に係る共済金の支払は、現に扶養している20歳未満の子に限る。						
注 4 妊娠7ヶ月以上の死産、流産、生後7日以内の早期新生児死亡は、出産に係る共済金の対象とはせず、家族死亡(子)に係る共済金の対象とする。						
注 5 入院共済金で4日以上7日未満の場合は、検査入院、ドック等は対象外とする。						
注 6 入院共済金の入院日数は連続であることとする。						
注 7 災害救助法が適用された自然災害で、災害弔慰金制度の対象となるものは、共済金支払いの対象としない。						

様式 1 ~ 5 削除